

令和2年4月1日(中小企業は2年後)防止対策義務化

# パワハラ等防止対策総合サポート事業

これはある会社で  
毎日のように  
見られる光景です

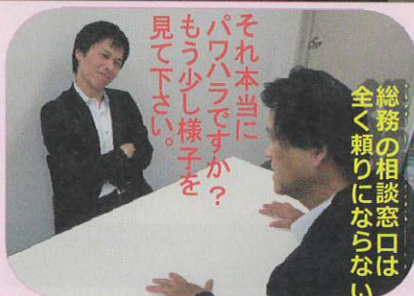


おい清水  
何だ  
この書類は！

営業の静岡課長。  
成果が上がらない  
清水さんを怒鳴ります



役員は  
会議に  
出るな！



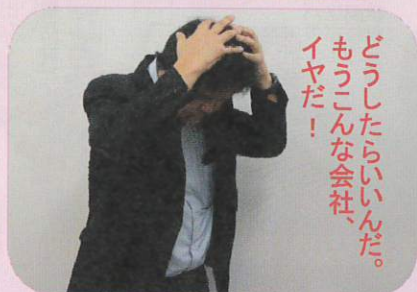
それ本当に  
パワハラですか？  
もう少し様子を  
見て下さい。

総務の相談窓口は  
全く頼りにならない



静岡課長と同期の  
相談がハレたら？

静岡君  
元気？



どうしたらいいんだ。  
もうこんな会社、  
イヤだ！

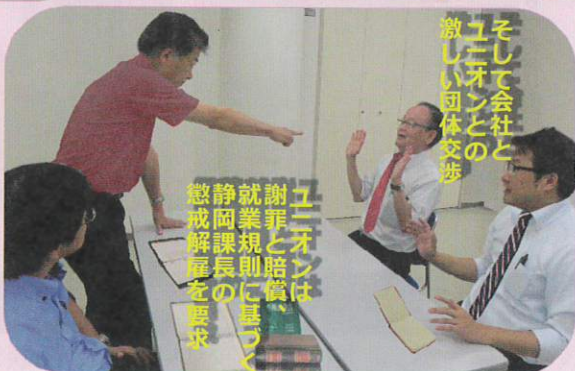


清水さんは合同労組  
(ユニオン)に相談をし、  
その組合員となった



ユニオンの勧めで  
精神科を受診。  
うつ病と診断され、  
仕事を休職することになった

会社がパワハラ防止  
対策を取っていたら。  
そして清水さんの  
訴えに、もっと寄り  
添えていたら……



そして会社と  
ユニオンとの  
激しい団体交渉

ユニオンは  
謝罪と賠償、  
就業規則に基づき  
静岡課長の懲戒  
解雇を要求

こんな悲しい事件は  
起こらなかったと  
思われます。

## 大切な社員を会社嫌いにさせないために！

法改正により企業には相談体制の整備等のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、令和2年4月1日以降(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)課されます。

それ以外にも企業には、セクシャルハラスメントの防止、パートタイム労働者の雇用管理の改善等多くの事項について、労働者の相談に応じ、適切に対応する体制を整備する義務があります。

そこで愛知県下各労働基準協会等では、パワハラ等防止対策総合サポート事業を実施します。

愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・江南・津島・西尾 労働基準協会

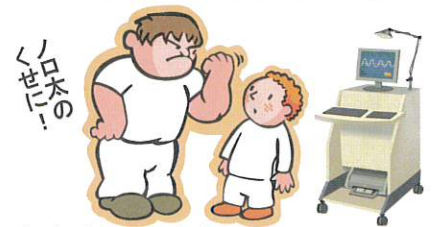
実施機関 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング (労働基準協会関連組織)

# 労使紛争ワースト1のパワハラ！ 相談体制の整備等の雇用管理上の措置が義務化されます

## 1. こんなに多いパワハラ事件 …平成30年度も第1位

いじめ・嫌がらせ(パワーハラスメント)は、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度では、平成30年度の総合労働相談コーナーの民事上の個別労働紛争相談件数が82,797件と7年連続トップ。都道府県労働局長の助言・指導申出が2,599件で6年連続トップ。紛争調整委員のあっせん申請が1,808件で5年連続トップ。労使紛争の不動のワースト1の事件となっております。

また、平成30年度の精神障害の労災支給決定の決定要因では、465件中69件(同数1位)が、(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたことであり、パワハラをめぐる加害労働者や企業に賠償を命じた裁判も多数あります。



病院パワハラ事件(埼玉地裁 平成16年)

いじめが理由で自殺した21歳の准看護師の両親に、加害者の看護師に1000万円、いじめを放置した病院に500万円の慰謝料支払を命じた。

## 2. パワハラ対策が法律上の義務に …令和2年4月～

令和元年5月29日の改正女性活躍推進法等の成立に伴い、労働施策総合推進法が改正され、企業には相談体制の整備等のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、令和2年4月1日以降(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)課されることとなりました。

今後パワーハラスメント防止のため事業主が講ずべき措置の指針が策定される予定ですが、この指針には顧客によるサービス提供者への過剰なクレームや迷惑行為となるカスタマーハラスメントや、就活生に対するセクシャルハラスメントの防止対策も示される見通しです。



法改正の内容

- ・パワハラ防止措置を企業に義務づけ
- ・相談、適切対応の体制構築等の措置を講ずる
- ・相談した労働者等への不利益扱いを禁止
- ・行政は指導勧告等ができ、悪質時は公表
- ・紛争は紛争調整委員会の調停対象となる
- ・今後幅広いハラスメントを加えた指針を策定

## 3. これが防ぐべきパワハラだ！ …6つの行為類型

パワーハラスメントについては従来は法的な定義はありませんでしたが、今回の法改正により「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と初めて法的な定義が示されました。

該当する行為として厚生労働省の職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議が平成24年に示した6つの行為類型があります。今後指針にてさらに具体的な例が示される予定です。

パワーハラスメント  
6つの行為類型



身体的な攻撃



精神的な攻撃



人間関係切り離し



過大な要求



過小な要求



個の侵害

## 4. こんなに多い必要な相談体制！

労働者の雇用改善、保護のため多くの法律等が、企業に必要な措置の実施と相談・通報体制の整備を義務化または求めております。

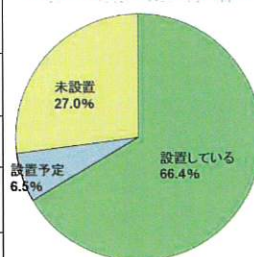
実施区分	規定法令等
パワーハラスメント	労働施策総合推進法(大企業令和2年4月以降、中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)
セクシャルハラスメント	男女雇用機会均等法
メンタルヘルス	労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)
パートタイム労働者	パートタイム労働法(令和2年4月以降はパートタイム・有期雇用労働法)
派遣労働者	労働者派遣法(キャリア・コンサルティングの相談窓口を設置)
長時間労働者	36協定の労働について留意すべき事項に関する指針(特別条項適用者への健康福祉確保措置の選択措置)
公益通報	公益通報者保護法(通報先の1つを雇用元の事業者、派遣先の事業者としています)

## 5. 相談窓口が信頼できない！！

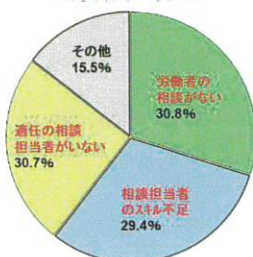
パワハラ等の相談窓口を設置済の企業も増えておりますが、その多くが労働者の相談がない、相談担当者のスキルが不足している等の問題を抱えているのが現状です。

また、社内の相談窓口は労働者には敷居が高く、やむを得ず社外機関に相談し支援を求めることも多く、その場合は決死の覚悟であることが大半で、退職を決意しており、そのため企業への要求も激しいものとなるケースも見られます。

パワハラ等相談窓口の設置



相談窓口の問題点



令和元年6・7月 名北労働基準協会調査 458件



愛知県下各労働基準協会では、労働者の雇用改善、保護のため多くの法律等が、企業の義務等とする必要な措置を講じ相談体制の整備を進めることを円滑に行うための、「パワハラ等防止対策総合サポート事業」を実施します。

この総合サポート事業は、愛知県下各労働基準協会の関連機関となる**社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング**が実施機関となります。労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご活用いただきますようお願い申し上げます。

**実施機関：社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング**

愛知県下各労働基準協会関連機関

名古屋市東区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303(名北協会東隣) Tel:052-961-0763 Fax:052-228-0302

代表社員 石田幹夫(一般社団法人 名北労働基準協会 副会長)・市之瀬高司(同 専務理事・事務局長)

労働基準協会会員企業から寄せられるご要望のうち、就業規則作成、助成金申請等の社会保険労務士の業務にも対応可能とするため、平成27年に設立した法人です。県下各労働基準協会と密接な連絡を取り、また法人の活動趣旨に賛同した約50名の社会保険労務士からなるホワイト企業社会保険労務士協議会を組織し、その協力を得て幅広い業務を行い、企業にも労働者にも有益なホワイト企業の実現を進めております。

**1. サポート内容**

現在会社で実施中の措置・相談体制の状況とご要望に応じ、下記の事業を組み合わせでご活用いただきます。

**(1)初期コンサルティング 今後の防止対策構築を行います**

社会保険労務士、シニア産業カウンセラー、キャリアコンサルタント等の専門家が企業を訪問し、企業の組織、業務、実施中の措置、相談体制の状況をお聞きし、今後必要となる対策を提案します。

**【提案内容】**

- ①防止対策構築の手順 ②防止のためのトップメッセージ作成へのアドバイス ③実態調査の実施
- ④就業規則等への防止規定、懲戒規定の記載内容 ⑤社員研修の手法 ⑥社員へのルール周知方法
- ⑦相談体制の構築 ⑧相談・苦情・通報への対応策 ⑨相談者・行為者へのフォロー対策 ⑩再発防止策の策定方法



**(2)実態調査の実施**

社員へのアンケート調査を実施し、結果を集計し、パワハラ・セクハラ等の実態を把握し、表に出にくい社員の意見をつかみ、対策構築に役立てます。



**(3)ルール等の周知**

パワハラ・セクハラ防止手帳等を作成し、トップメッセージ、該当行為、社内ルール、相談先を記載し、社員に配布します。



**(4)社員研修**

専門講師を派遣し管理者・社員へ研修を行い、パワハラ・セクハラ等の理解を深め、防止対策を学びます。



**(5)相談対応 勤労者労働総合相談センターが会社の相談窓口代わりに社員の悩みをお聞きします**

社内の相談窓口の効果は、労働者が安心して信頼し相談ができ、労働トラブルを事前に防止できるかに左右されます。そこで今期待されているのが、外部機関による相談です。

上記法人内に設置された、**勤労者労働総合相談センター**の専門相談員が、企業の外部委託相談窓口として、社員の相談をお聞きし、企業に報告し今後の対応のアドバイスをいたします。

労働基準協会の関連法人内に設置された相談センターであるため、労働者には公平・中立なイメージをお持ちいただけ相談しやすく、トラブルの外部拡大を未然に防ぎ、親身に社員に寄り添い、退職を防止し、企業と労働者の双方ともに良い形での相談事案の解決が可能となります。

また、既に相談窓口を設置してみえる企業の、労使双方の**セカンドオピニオン**としての相談窓口としてもご活用可能です。

**総合相談センター 相談員**



センター長

**新美 智美**

フローリッシュ社労士事務所所長。特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー・キャリアコンサルタント。数多くの企業からハラスメント、メンタルヘルス等の相談を受け、企業の相談窓口業務も実施。行政関係や愛知県下各労働基準協会主催のハラスメント防止研修・相談窓口担当者研修、メンタルヘルス研修、社員研修等の講師を年間約100回行うハラスメント等の専門家。



主任相談員

**奥村 孔子**

法人専門職員。社会保険労務士労働基準協会社労士受験講座等で長年にわたり講師に加え受講者に寄り添い励ます業務に従事。また、厚生労働省委託の勤労者・高齢者支援事業にて、勤労者の相談業務にも従事。



特別相談員

**石田 幹夫**

法人代表社員。社会保険労務士名北協会副会長。元名古屋北労働基準監督長。元愛知労働局紛争調整委員。労使紛争解決に関する講師、執筆多数。



相談員

**大西 正高**  
法人副所長。社会保険労務士。おおにし社会保険労務士事務所所長。金融機関勤務を経て社会保険労務士業務を行う。

**(6)相談事例 事実関係確認**

プライバシー、相談者・行為者の意向に充分配慮したうえで、相談事例の事実関係の確認を行い、確認事項を企業に報告します。



**(7)相談事例への対応**

相談者・行為者へのフォロー、行為者の配置転換、懲戒処分、再発防止研修の実施等の対応のアドバイスを行います。



**(8)再発防止対策の構築**

相談事例に基づく今後の再発防止対策について、提案・アドバイスを行います。



## 2. 委託費用

現在会社で実施中の措置・相談体制の状況とご要望に応じ、下記の事業を組み合わせでご活用いただきます。

区分	サポート内容	費用																																												
サポートA ※初年度のみ	(1)初期コンサルティング (2)実態調査の実施 (3)ルール等の周知	100,000円 (2)実態調査は結果集計を依頼される場合は、従業員数100名ごとに3000円の費用が必要です。(3)ルール等の周知でパワハラ・セクハラ防止手帳等は原稿をお渡ししますので、御社で印刷ください。																																												
サポートB	(4)社員研修	50,000円 1回1時間の費用です。研修資料は原稿をお渡ししますので御社にて印刷ください。他のサポート事業と併せて活用された場合の費用です。																																												
サポートC	(5)相談対応 <small>非正規労働者を含む社員数100名の年間費用です</small>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>10名未満</th> <th>30名未満</th> <th>50名未満</th> <th>100名未満</th> <th>150名未満</th> <th>200名未満</th> <th>250名未満</th> <th>300名未満</th> <th>350名未満</th> <th>400名未満</th> <th>450名未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,200円</td> <td>22,800円</td> <td>27,600円</td> <td>37,200円</td> <td>48,000円</td> <td>58,800円</td> <td>63,600円</td> <td>72,000円</td> <td>80,400円</td> <td>88,800円</td> <td>94,800円</td> </tr> <tr> <th>500名未満</th> <th>600名未満</th> <th>700名未満</th> <th>800名未満</th> <th>900名未満</th> <th>1000名未満</th> <th>1500名未満</th> <th>2000名未満</th> <th>3000名未満</th> <th>4000名未満</th> <th>4000名以上</th> </tr> <tr> <td>106,800円</td> <td>115,200円</td> <td>123,600円</td> <td>132,000円</td> <td>136,800円</td> <td>142,800円</td> <td>164,400円</td> <td>181,200円</td> <td>198,000円</td> <td>214,800円</td> <td>230,400円</td> </tr> </tbody> </table>	10名未満	30名未満	50名未満	100名未満	150名未満	200名未満	250名未満	300名未満	350名未満	400名未満	450名未満	19,200円	22,800円	27,600円	37,200円	48,000円	58,800円	63,600円	72,000円	80,400円	88,800円	94,800円	500名未満	600名未満	700名未満	800名未満	900名未満	1000名未満	1500名未満	2000名未満	3000名未満	4000名未満	4000名以上	106,800円	115,200円	123,600円	132,000円	136,800円	142,800円	164,400円	181,200円	198,000円	214,800円	230,400円
10名未満	30名未満	50名未満	100名未満	150名未満	200名未満	250名未満	300名未満	350名未満	400名未満	450名未満																																				
19,200円	22,800円	27,600円	37,200円	48,000円	58,800円	63,600円	72,000円	80,400円	88,800円	94,800円																																				
500名未満	600名未満	700名未満	800名未満	900名未満	1000名未満	1500名未満	2000名未満	3000名未満	4000名未満	4000名以上																																				
106,800円	115,200円	123,600円	132,000円	136,800円	142,800円	164,400円	181,200円	198,000円	214,800円	230,400円																																				
サポートD ※発生時のみ	(6)相談事例 事実関係確認 (7)相談事例への対応 (8)再発防止対策の構築	80,000円 (7)相談事例への対応の中の再発防止研修は、労働基準協会実施のハラスメント防止研修(1名5400円)のご受講となります。																																												

**複数項目のサポート事業をご活用の場合** 上記費用はハラスメント(パワハラ、セクハラ等全てのハラスメント)等1つの事項に関するサポート事業を活用された場合の費用です。メンタルヘルス、パートタイム労働者、派遣労働者、長時間労働者、公益通報等の複数のサポート事業をご活用された場合の、サポートA・Cの費用は下記加算率を加えたものとなります。

実施サポート事業の項目数	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	左記加算率は(該当社員数÷全社員数)で減額します。 <small>(例)加算率50%×パートタイム社員20名÷全社員100名=10%が加算率。長時間労働者は前年度の特別条項適用者数</small>
上記費用への加算率	+50%	+90%	+120%	+140%	+150%	

※上記費用は消費税は含まれません。サポートCは年度前の、以外は事業終了後のお支払となります。また、サポートCは年度途中の委託開始時の費用は月割り計算となります。

## 3. 事業開始時期

令和2年1月6日より お申込み・お問い合わせは令和元年8月26日から可能です

## 4. お申込み・お問い合わせ

実施機関までご連絡いただくか、下記の各労働基準協会に連絡票をファックスください。折り返し実施機関よりお電話、ご訪問等で詳細を説明させていただきます。

実施機関: 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング 〒461-0011 名古屋市東区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303  
Tel :052-961-0763 Fax: 052-228-0302 Email: aichiroucon@silver.ocn.ne.jp

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町5助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

### パワハラ等防止対策総合サポート事業 連絡票

は該当項目にレを付してください

事業場名			TEL	
事業内容	労働者数	人	FAX	
所在地	〒		検討されるサポート事業	
担当者職氏名	部署等	氏名	様	
連絡事項	下記について <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問(月 日時頃)での説明を希望 確認事項			
			<input type="checkbox"/> ハラスメント <input type="checkbox"/> メンタルヘルス <input type="checkbox"/> パートタイム労働者 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 長時間労働者 <input type="checkbox"/> 公益通報	